

6. 補装具・日常生活用具など

(1) 補装具の交付・修理

日常生活や社会生活の向上を図るため、障がいを補うための用具（補装具）にかかる費用（購入費・修理費）を支給します。

○対象者

身体障がい者手帳を持っている人

○申請方法等

障がい者（障がい児の場合は扶養義務者）が役場に申請し、身体障がい者更生相談所等の判定又は意見に基づく町長の決定により、補装具費の支給を受けてください。

○利用者負担

原則定率1割負担。世帯の所得に応じ、以下の負担上限月額を設定します。

〈所得区分及び負担上限月額〉

区 分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護世帯に属する者	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般	市町村民税課税世帯	37,200円

※ ただし、障がい者本人又は世帯員のいずれかが一定所得以上の場合（本人又は世帯員のうち町民税所得割の最多納税者の納税額が46万円以上の場合）は補装具費の支給対象外。

○補装具一覧

区 分	名 称	耐用年数	
	義肢	～5	
	装具	～3	
	座位保持装置	3	
用視 安 全 障 が い 者	普通用	ク [*] ラスファイバ [*] -	2
		木材	2
		軽金属	5
	携帯用	ク [*] ラスファイバ [*] -	2
		木材	2
		軽金属	4
	義眼	2	
眼鏡	矯正眼鏡・コンタクト 遮光眼鏡・弱視眼鏡	4	

区 分	名 称		耐用年数
	補 聴 器		5
	車 い す		6
	電 動 車 い す		6
	歩 行 器		5
歩行補助つえ	松葉つえ	木 材	2
		軽 金 属	4
	カナディアンクラッチ		4
	ロフストランドクラッチ		4
	多 点 杖		4
	プ ラ ッ ト ホ ー ム 杖		4
重度障がい者用意思伝達装置			5

※ 耐用年数は、通常の使用状況において当該補装具が修理不能となるまでの予測年数を示したものです。耐用年数以内の破損及び故障に際しては、原則として修理又は調整を行うこととなっています。

- ・補装具費（購入・修理）支給申請書
- ・処方意見書
- ・委託契約業者の見積書
- ・身体障がい者手帳
- ・課税証明書
（同意書で確認できれば省略化）
- ・医療保険情報が確認できるもの
- ・マイナンバーカード
- ・印鑑



保健福祉課
障がい福祉係

(2) 日常生活用具の給付・貸与

在宅で重度の障がい（おおむね２級以上）がある方の日常生活を支援するため、障がいの内容により、下表の日常生活用具を給付します。

○対象者

身体障がい者手帳又は療育手帳を持っている人

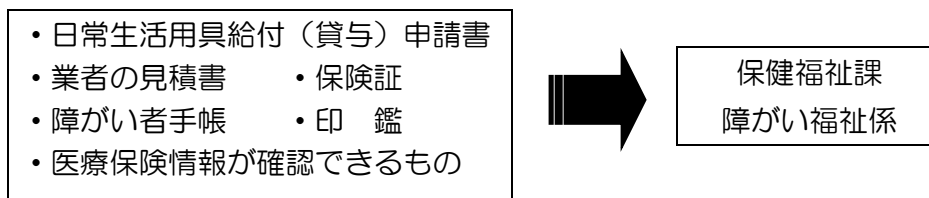
○利用者負担

原則定率１割負担。世帯の所得に応じ、以下の負担上限月額を設定します。

〈所得区分及び負担上限月額〉

区 分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護世帯に属する者	０円
低 所 得	市町村民税非課税世帯	０円
一 般	市町村民税課税世帯	３７,２００円

※ ただし、障がい者本人又は世帯員のいずれかが一定所得以上の場合（本人又は世帯員のうち町民税所得割の最多納税者の納税額が４６万円以上の場合）は日常生活用具の支給対象外。



○日常生活用具一覧

種 目		対象者
介護・訓練用 支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障がい
	特殊マット	
	特殊尿器	
	入浴担架	
	体位変換器	
	移動用リフト	
	訓練いす（児のみ）	
	訓練用ベッド（児のみ）	
自立生活支援 用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障がい
	便器	
	T字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障がい
	移動・移乗支援用具	
	頭部保護帽	
	特殊便器	上肢障がい
	火災警報器	火災発生の感知・避難が困難
	自動消火器	
	電磁調理器	視覚障がい
	歩行時間延長信号機用小型送信機	
	聴覚障がい者用屋内信号装置	聴覚障がい
在宅療養等支 援用具	透析液加温器	腎臓機能障がい
	ネブライザー（呼吸器）	呼吸器機能障がい

	電気式たん吸引器	
	酸素ポンプ運搬車	在宅酸素療法
	発電機又はバッテリー	人工呼吸器・ネブライザー又は電気式たん吸引機を使用中の者
	視覚障がい者用体温計（音声式）	視覚障がい
	視覚障がい者用体重計	
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	肢体又は音声若しくは言語機能障がい
	情報・通信支援用具	上肢又は視覚障がい
	点字ディスプレイ	視覚及び聴覚障がい
	点字器	視覚障がい者
	点字タイプライター	
	視覚障がい者用ポータブルレコーダー	
	視覚障がい者用活字文書読上げ装置	
	視覚障がい者用拡大読書器	
	視覚障がい者用時計	
	聴覚障がい者用通信装置	聴覚障がい者
	聴覚障がい者用情報受信装置	
	人工喉頭	喉頭摘出者
	埋込型人工喉頭用人工鼻	
	福祉電話（貸与）	聴覚又は外出困難な身体障がい
	ファックス（貸与）	聴覚障がい又は電話での意思疎通困難
	視覚障がい者用ワードプロセッサ（共同利用）	視覚障がい者
	点字図書	視覚障がい者
排泄管理支援用具	ストマ装具	人工肛門又は人工膀胱造設者
	紙おむつ等（紙おむつ、洗腸用具、サラシ、ガーゼ等衛生用品）	高度の排便もしくは排尿機能障がい又は脳原性運動機能障がいかつ意思表示困難者
	収尿器	高度の排尿機能障がい
住宅改修	居宅生活動作補助用具	下肢、体幹、又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい（移動機能障がいに限る）を有し、障がい程度等級３級以上の者（介護保険法により給付を受けられる者は除く）

<身体障がい者・児>

【障がい者の等級は個別等級で重度の参考例になります】

障がい	者・児の別		種 別	対 象 者	基準額	耐用年数
	者	児				
視 覚 障 が い	○		電磁調理器	・視覚障がい2級以上（視覚障がい者用のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	41,000 円	6 年
	○	○	歩行時間延長信号機用小型送信機	・視覚障がい2級以上 ・学齢児以上の人	7,000 円	10 年
	○	○	視覚障がい者用体温計（音声式）	・視覚障がい者2級以上（視覚障がい者用のみの世帯及びこれに準ずる世帯） ・学齢児以上の人	9,000 円	5 年
	○	○	視覚障がい者用体重計	・視覚障がい者2級以上（視覚障がい者用のみの世帯及びこれに準ずる世帯） ・学齢児以上の人	18,000 円	5 年
	○	○	点字器	・視覚障がい2級以上 ・学齢児以上の人	標準型 ア 10,400 円 イ 6,600 円 携帯用 ア 7,200 円 イ 1,650 円	標準型 7 年 携帯用 5 年
	○	○	点字タイプライター	・視覚障がい2級以上（本人が就労もしくは就学しているか又は就労が見込まれる人に限る）	63,100 円	5 年
	○	○	視覚障がい者用ポータブルレコーダー	・視覚障がい者2級以上 ・学齢児以上の人	録音再生機 85,000 円 再生専用機 35,000 円	6 年
	○	○	視覚障がい者用活字文書読み上げ装置	・視覚障がい2級以上 ・学齢児以上の人	115,000 円	6 年
	○	○	視覚障がい者用拡大読書器	・視覚障がいがある、本装置により文字等を読むことが可能になる人 ・学齢児以上の人	268,000 円	8 年
	○	○	視覚障がい者用時計	・視覚障がい2級以上、なお、音声時計は、手指の触覚に障がいがある等のため触読式時計の使用が困難な人を原則とする。 ・学齢児以上の人	触読式 10,300 円 音声式 13,300 円	5 年
	○	○	視覚障がい者用ワードプロセッサ（共同利用）	・視覚障がいがある、本人が就労もしくは就学しているか又は就労が見込まれる人。	1,030,000 円	
	○		点字図書	・主に、情報の入手を点字によっている視覚障がい者	1 人につき、年間 6 タイトル又は 24 巻	
	○	○	情報・通信支援用具	・視覚障がい2級以上	100,000 円	
	○		点字ディスプレイ	・視覚障がい2級以上かつ聴覚障がい2級以上	383,500 円	6 年
聴 覚 障 が い	○	○	聴覚障がい者用屋内信号装置	・聴覚障がい者2級以上で聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	87,400 円	10 年
	○	○	聴覚障がい者用通信装置	・聴覚障がい者又は発生・発語に著しい障がいがあるために、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる人 ・学齢児以上の人	71,000 円	5 年
	○	○	聴覚障がい者用情報受信装置	・聴覚障がいがある、本装置によりテレビの視聴が可能になる方	88,900 円	6 年

【障がい者の等級は個別等級で重度の参考例になります】

障がい	者・児の別		種 別	対 象 者	基準額	耐用年数
	者	児				
肢 体 不 自 由	○	○	特殊寝台	・下肢又は体幹機能障がい 2 級以上	154,000 円	8 年
	○	○	特殊マット	・下肢又は体幹機能障がい 1 級で常時介護を必要とする人（身体障がい児の場合は 2 級を含む）	19,600 円	5 年
	○	○	特殊尿器	・下肢又は体幹機能障がい 1 級で常時介護を要する人 ・学齢児以上の人	67,000 円	5 年
	○	○	入浴担架	・下肢又は体幹機能障がい 2 級以上で入浴に当たり家族等他人の介助を要する人に限る ・3 歳以上の方	82,400 円	5 年
	○	○	体位変換器	・下肢又は体幹機能障がい 2 級以上で下着交換等に当たり家族等他人の介助を要する人 ・学齢児以上の人	15,000 円	5 年
	○	○	移動用リフト	・下肢又は体幹機能障がい 2 級以上 ・3 歳以上の人	159,000 円	4 年
		○	訓練イス（児童）	・下肢又は体幹機能障がい 2 級以上の障がい児 ・3 歳以上の方	41,000 円	5 年
		○	訓練用ベット	・下肢又は体幹機能障がい 2 級以上の障がい児 ・学齢児以上の人	159,200 円	8 年
	○	○	入浴補助用具	・下肢又は体幹機能に障がい有し、入浴に介助を必要とする人 ・3 歳以上の人	90,000 円	8 年
	○	○	便器	・下肢又は体幹機能障がい 2 級以上 ・学齢児以上の方	9,850 円	8 年
	○	○	T 字状・棒状のつえ	・平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障がい 3 級以上 ・学齢児以上の人	木材 2,200 円 軽金属 3,000 円	3 年
	○	○	移動・移乗支援用具	・平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障がい有し、家庭内の移動等において介助を必要とする人	60,000 円 （手すり 5,400 円）	8 年
	○	○	頭部保護帽	・平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障がい有し、歩行や立位が不安定で頻繁に転倒する恐れのある人	ア 15,700 円 イ 37,900 円	3 年
	○	○	特殊便器	・上肢障がい 2 級以上 ・学齢児以上の人	151,200 円	8 年
	○	○	情報・通信支援用具	・上肢機能障がい 2 級以上	100,000 円	
	○	○	居宅生活動作補助用具	・下肢、体幹、又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい（移動機能障がいに限る）を有し、障がい程度等級 3 級以上の者（介護保険法により給付を受けられる者は除く）	200,000 円	
内 部 障 が い	○	○	透析液加温器	・腎臓機能障がい 3 級以上 ・3 歳以上の人	51,500 円	5 年
	○	○	ネブライザー（吸入器）	・呼吸器機能障がい 3 級以上又は同程度の身体障がい者であって、必要と認められる人	36,000 円	5 年
	○	○	電気式たん吸引器		56,400 円	5 年
	○	○	酸素ボンベ運搬車	・医療保険における在宅酸素療法を行う人	17,000 円	10 年

【障がい者の等級は個別等級で重度の参考例になります】

障がい	者・児の別		種 別	対 象 者	基準額	耐用年数
	者	児				
その他の	○	○	携帯用会話補助装置	・肢体不自由又は音声機能もしくは言語機能障がいであって、発声・発語に著しい障がい有する人 ・学齢児以上の人	98,800 円	5 年
	○	○	火災警報器	・障がい等級 2 級以上であって、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯の人	15,500 円	8 年
	○	○	自動消火器		28,700 円	8 年
	○	○	ストマ装具	・人工肛門又は人工膀胱造設者	蓄便袋月額 10,000 円 蓄尿袋月額 12,000 円	
	○	○	紙おむつ	・ストマ装具の使用が困難又は 3 歳以上で高度の排便もしくは排尿機能障がい又は脳原性運動機能障がいかつ意思表示困難者	月額 20,500 円	
	○	○	収尿器	・高度の排尿機能障がい	男性用 普通型 7,700 円 簡易型 5,700 円 女性用 普通型 8,500 円 簡易型 5,900 円	

(注) 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいの場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障がいに基づき取り扱うものとする。

2 聴覚障がい者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障がい者用目覚時計、聴覚障がい者用屋内信号灯を含む。

<知的障がい者・児>

障がい	者・児の別		種 別	対 象 者	基準額	耐用年数
	者	児				
	○	○	特殊マット	・重度又は最重度 3歳以上の人	19,600 円	5 年
	○	○	頭部保護帽	・重度又は最重度 ・てんかんの発作等により頻繁に転倒する人	アイ 15,200 円 36,750 円	3 年
	○	○	特殊便器	・重度又は最重度で訓練を行っても自力での排便後の処理が困難な人 ・学齢児以上の人	151,200 円	8 年
	○		電磁調理器	・重度もしくは最重度で知的障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	41,000 円	6 年
	○	○	火災報知器	・重度もしくは最重度で火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯の人	15,500 円	8 年
	○	○	自動消火器		28,700 円	8 年

<日常生活用具給付等事業給付種目一覧（難病患者等）>

種別	種目	対象者	性能	基準額	耐用年数
介護・訓練支援用具	特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる用具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	154,000 円	8 年
	特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥創の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。	19,600 円	5 年
	特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので難病疾患等又は介護者が容易に使用し得るもの。	67,000 円	5 年
	体位変換器	寝たきりの状態にある者	介護者が難病患者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	15,000 円	5 年
	移動用リフト	下肢又は体幹機能に障害のある者	介護者が難病患者等を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井歩行型その他住宅改修を伴うものを除く。	159,000 円	4 年
	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能に障害のある者	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの。	159,200 円	8 年

種別	種目	対象者	性能	基準額	耐用年数
自立生活支援用具	入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの。	90,000 円	8 年
	便器	常時介護を要する者	難病患者等が容易に使用し得るもの。（手すりをつけることができる。）	4,450 円 5,400 円 （便器に手すりをつけた場合）	8 年
	歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような機能を有する手すり、スロープ等であって、難病患者等の身体機能の状態を十分踏まえ、必要な強度と安定性を有し、転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの。 ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	60,000 円	8 年
	特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏みペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものは除く。	151,200 円	8 年
	自動消火器	火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消化液を噴射し、初期火災を消火し得るもの。	28,700 円	8 年
在宅療養等支援用具	ネブライザー	呼吸器機能に障害のある者	難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの。	36,000 円	5 年
	電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの。	56,400 円	5 年
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスサトメーター）	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの。	157,500 円	5 年
	発電機又はバッテリー	人工呼吸器、ネブライザー、又は電気式たん吸引機を使用中の者	人工呼吸器、ネブライザー、又は電気式たん吸引機の機能を維持するためのものであって、障害者又は介護者が容易に使用し得るもの。	100,000 円	10 年
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	町長が別に定める。			

(3) 軽度・中等度難聴児補聴器助成事業

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴のある子どもを対象に、補聴器購入費の3分の2を助成します。

○対象者

町内在住の両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満で身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の難聴のある子ども

※ 世帯員のうち、市町村民税所得割が46万円以上の方がいる場合は、軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成の対象外となります。

○助成内容

新規及び更新の補聴器購入費の3分の2

(但し、下表の表の基準価格を限度額とします。更新の場合は、原則として前回購入日から5年経過後とします。)

○お持ちいただくもの

- ・意見書（身体障害者福祉法第15条第1項に規定する都道府県知事の定める耳鼻咽喉科の医師が交付したもの）
- ・業者の見積書
- ・申請書（窓口にあります）
- ・印鑑

補聴器の種類	1 台当たりの基準価格 (円)	基準価格に含まれるもの	耐用年数
軽度・中等度難聴用ポケット型	53,500 円	①補聴器本体（電池含む。） ②イヤモールド (注) イヤモールドを必要としない場合は、 基準価格から 9,500 円を除く。	原則として 5年
軽度・中等度難聴用耳かけ型	55,900 円		
高度難聴用ポケット型	53,500 円		
高度難聴用耳かけ型	55,900 円		
重度難聴用ポケット型	68,500 円		
重度難聴用耳かけ型	80,700 円		
耳あな型（レディメイド）	101,500 円		
耳あな型（オーダーメイド）	144,900 円	補聴器本体（電池含む。）	
骨導式ポケット型	74,100 円	①補聴器本体（電池含む。） ②骨導レシーバー ③ヘッドバンド	
骨導式眼鏡型	134,500 円	①補聴器本体（電池含む。） ②平面レンズ （注）平面レンズを必要としない場合は、 基準価格から 1 枚につき、3,800 円を除く。	